

津山広域都市計画原案の縦覧・公聴会

問 708-8501 津山市山北520都市計画課 (市役所5階) ☎32-2096

市では、歴史的な建物や町並みの保存に取り組んでいます。城西地区を伝統的建造物群保存地区に決定するため、原案の縦覧と公聴会を開きます。公聴会で意見を述べたい人は、事前に「公述申立書」を提出してください。



城西地区の町並み

原案の縦覧・公述申立書の提出

縦覧期間 2月3日(月)~17日(月)

縦覧場所 都市計画課、市ホームページ

(<https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=3083>)

縦覧内容 城西伝統的建造物群保存地区の決定原案

公述申立書の提出方法 縦覧期間内に、縦覧場所に備え付けの用紙(市ホームページからも印刷可)に意見を記入し、郵送または窓口で直接提出する



公聴会

とき 3月19日(木)午後2時~4時

ところ 市役所2階大会議室

※意見を述べることができる人は、市民や市に関係がある人に限られます

※縦覧期間内に公述申立書の提出がない場合、開催を中止します

※傍聴を希望する人は、当日会場へお越しください(定員80人)

都市計画審議会委員募集

問 708-8501 津山市山北520都市計画課 ☎32-2096

市の都市計画に関する調査や審議をする「津山市都市計画審議会」の委員を募集します。

募集人員 4人程度

任期 令和2年4月1日~令和4年3月31日

対象 市内在住で、令和2年4月1日の時点で18歳~70歳の人(高校生は除く)

回数 年2回程度

報酬 7,100円(日額)

応募方法 任意の様式に①住所②氏名③生年月日④職業⑤電話番号⑥「津山市のまちづくり」に関する意見を200~400字程度で記入し、郵送または窓口で直接提出する

締め切り 3月6日(金)



市民と議員の意見交換会

問 議会事務局 ☎32-2140

市議会では、議員が4つのグループに分かれて、「市民と議員の意見交換会」を開催します。

テーマは「未来の津山市を考える」です。

皆さん、お気軽にご参加ください。



開催日	時間	場所
2月10日(月)	午後6時30分~8時	一宮公民館(東一宮)
2月12日(水)		清泉公民館(堀坂)
2月13日(木)		勝北公民館(新野東)
2月14日(金)		二宮公民館(二宮)

対象 どなたでも

申し込み 不要

お忘れなく軽自動車税の申告と変更手続き

問 税制課 ☎32-2017

■軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

軽自動車を所有している人が、市外に引っ越しするときや、車両を他人に譲渡するまたは廃車するときは、3月31日(火)までに手続きしてください。引っ越しの届け出をただけでは、軽自動車の登録は変わりません。廃車や名義変更などの手続きを行わない場合、登録上の所有者に課税されるので、ご注意ください。

■乗用型トラクター・コンバイン・田植え機も課税対象です

乗用可能な農耕車両は、道路を走行しない場合でも、登録手続きが必要です。「新たに購入した」「譲り受けた」「廃棄または譲り渡した」などの場合は、3月31日(火)までに手続きしてください。

税金の名称が変わりました

令和元年10月1日に軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」になりました。税額の変更や新たな手続きは必要ありません。

車種	手続きの窓口	電話番号
●原動機付自転車(125cc以下) ●農耕車などの小型特殊自動車	税制課(市役所2階2番窓口)、各支所・出張所担当課	☎32-2017(税制課)
●軽二輪車 ●二輪小型自動車	中国運輸局岡山運輸支局(岡山市)	☎050-5540-2072
●軽自動車	軽自動車検査協会岡山事務所(岡山市)	☎050-3816-3084

中山間地域にお住まいの農業者を支援します 中山間地域等直接支払制度

問 農業振興課(市役所4階) ☎32-2079

中山間地域等直接支払制度は、傾斜がきつくて農地を広くできない、農地の面積が小さく大きな機械で作業ができないなど、条件が不利な農地の耕作放棄を防ぐ制度です。

■交付要件 次のすべての要件を満たすこと

- 集落で農地の管理方法や役割分担などを「協定」として取り決めること
- 5年以上農業生産活動を継続すること
- 1協定当たりの合計面積が1ヘクタール以上

■対象農地 次のすべての条件に当てはまるもの

- 過疎地域や、地域の実態に応じて県知事が特に認めた地域
- 「農業振興地域の整備に関する法律」で定める「農用地域」内の農地
- 地目ごとに基準となる傾斜度の条件を満たす農地

■締め切り 6月30日(火)

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください

■交付金額(10アール当たり)

地目	傾斜度の区分	単価
田	急傾斜(20分の1以上)	21,000円
	緩傾斜(100分の1以上)	8,000円
畑	急傾斜(15度以上)	11,500円
	緩傾斜(8度以上)	3,500円

令和2年度から変わります 交付金返還の見直し

耕作放棄地などが発生した場合、協定を締結した時点にさかのぼって、全額を返還する必要がありましたが、条件を緩和します。詳しくは、お問い合わせください。